



C O N T E N T S

[協働]	55 ● 市民と行政が情報を共有していきます 150 56 ● 相互理解と協働の行政システムづくりを進めます 152 57 ● 市民活動を支援します 154
[男女共同参画]	58 ● 男女が平等に暮らせるまちづくりを着実に進めます 156
[交流]	59 ● 国際交流・姉妹都市交流を推進します 158
[行財政運営]	60 ● 地方分権時代に即した行政組織づくりを進めます 160 61 ● 効率的な行政運営と健全な財政運営に努めます 162 62 ● 近隣市町村との広域的連携事業を推進します 164

■基本目標 6. 市民と行政が情報と活動を共有するまちづくり

55 市民と行政が情報を共有していきます

主要
施策 55-1. 行政情報の提供
55-2. 広報手段の多様化



現況と 課題

○市民と行政の相互理解を深めるため、行政活動の流れ・成果などさまざまな行政情報を公開してきています。

○広報体制は、広報誌や市民くらしのカレンダーによる、市内情報や行政情報の提供、転入者には「市勢要覧」「市民ガイドマップ」「生活便利帳」を配布とともに恵庭市ホームページを活用しての情報発信に努めています。

○市民の生活や意識が多様化している中で、

市民生活に関する情報や市民が知りたい情報を、より多く、より早く、より正確に提供するとともに、個人情報に充分に留意しながら情報を市民と共有し、市民と一体となったまちづくりを進めていくことが求められています。

基本 方針

情報公開制度や広報誌、市ホームページなどを通じて行政情報を広く提供し、市民と行政が情報を共有することで、透明性の高い開かれた行政運営に努めます。

**主要
施策**

55-1 行政情報の提供

行政情報の積極的な提供に努めて行政活動の透明性を高めます。

【主な事業】

- ・情報公開制度の周知
- ・パブリックコメント制度^{※1}の推進（再掲）

55-2 広報手段の多様化

広報誌、ホームページ、携帯電話、電子メールなどを活用し、行政情報や暮らしの情報、イベント情報などの各種情報を提供します。

【主な事業】

- ・広報誌の発行
- ・市民ガイドマップの作成
- ・コミュニティFMラジオ^{※2}の活用（再掲）
- ・イベント情報・不審者情報のメール配信



FM e-niwa い・にわ

※1 パブリックコメント制度：行政機関が政策の立案などを行おうとするときに、広く公に意見を求める制度
※2 コミュニティFMラジオ：従来のFM放送より狭い地域コマースで放送対象地域とするラジオ放送

56 相互理解と協働の行政システムづくりを進めます

主要
施策

- 56-1. 協働のまちづくりの仕組みづくり 56-3. 市民参加機会の充実
56-2. 広聴活動の充実 56-4. パブリックコメントの推進



市民まちづくりワークショップ

現況と
課題

○市民の意見を行政に反映させるため、「市長へのまちづくり提言」や「ひとことポスト」による意見・提案の受け付け、電子掲示板の設置、市民の広場、出前講座など、多様な広聴手法を整えています。

○市民と行政の信頼関係の基礎となる行政情報の透明性を確保し、政策形成過程への市民参加と市民への説明責任を果たす目的でパブリックコメント制度を実施しています。

○「市民」と「行政」とがお互いの役割を理解しながら協働してまちづくりを進めるために、施策の立案から事業実施段階に至るまで、市民参加と協働の考え方で進める仕組みづくりが必要です。

基本
方針

多様な広聴活動を通して、市民ニーズの把握に努めるとともに、まちづくり活動を行う市民と行政が協働して地域課題に取り組むことができる行政システムを確立していきます。

**主要
施策**

56-1 協働のまちづくり の仕組みづくり

地域主権を確立するための自治の基本ルールとして、市民参加の保障や自治運営の役割を規定する条例の策定に取り組みます。

【主な事業】

- ・（仮称）恵庭まちづくり基本条例の策定

56-2 広聴活動の充実

市民要望や市民意識を把握するなど広聴活動の充実に努め、府内及び関係機関との連携を強化し、安心して相談できる環境づくりを進めます。

【主な事業】

- ・市民意識調査の実施
- ・市長へのまちづくり提言、市民の広場^{※1}、出前講座^{※2}の実施

56-3 市民参加機会の充実

各種審議会・委員会への公募委員の採用や政策形成過程への市民参加の機会を確保するとともに、さまざまな行政課題や政策実現の機会に際し、まちづくりへの参加意識を高めるために市民との協働で課題解決や個々の市

民が持つ能力や知識、技能などの活用を図っていきます。

【主な事業】

- ・各種審議会・委員会委員の公募
- ・市民会議やワークショップの開催
- ・市民委員会の設置
- ・市民参加型市場公募債^{※3}の発行

56-4 パブリックコメントの推進

市の重要な施策や計画、市の基本的な方向性を示す条例などの素案を事前に公表し、幅広く意見や提言を受けるパブリックコメント制度を通して、施策づくりへの市民参画を進めています。

【主な事業】

- ・パブリックコメントの推進（再掲）

※1 市民の広場
※2 出前講座
※3 事業実施に必要な資金を調達する目的で市と民間が市政を身近なものとする「公募債」の発行
この「公募債」は、市が市長の希望に応じて職員が出向いて行う市の懇談会で理解解説する「市民の広場」に登壇する市と市民との間の「出前講座」に参加する市と市民との間の「公募債」の発行です。この「公募債」は、市が市長の希望に応じて職員が出向いて行う市の懇談会で理解解説する「市民の広場」に登壇する市と市民との間の「出前講座」に参加する市と市民との間の「公募債」の発行です。

■基本目標 6. 市民と行政が情報と活動を共有するまちづくり

57 市民活動を支援します

主要
施策

- 57-1. 市民活動関連施設の充実
- 57-2. 市民活動への支援
- 57-3. 人材活用制度の創設



現況と 課題

○地域主権の時代を迎えて、市民・事業者・行政が地域のパートナーとしてそれぞれの役割を認識し、連携しながら協働による自主・自立の地域づくりに取り組むことが、住み良いまちとしての満足度を高めていきます。

○地域にはさまざまな知識や経験を持った個人やNPO法人やボランティア団体が多様な活動を行っていますし、町内会は行政と市民との橋渡し役としての役割を果たしてきました。環境保全や地域福祉、文化活動などのき

まざまな分野において、こうした地域活動団体が主体的に行う活動の発展を支援していくことが必要です。

基本 方針

市民と行政とがお互いの役割を理解し、情報の共有と活動の共有を行うとともに、地域の連帯感を保ちコミュニティ活動や市民活動団体の自主的な活動が盛んな地域づくりに努めます。

主要 施策

57-1 市民活動関連施設 の充実

市民活動の拠点となる地域会館などの整備を計画的に進めていくとともに、市民活動を広げる場として公共施設の提供に努めます。

【主な事業】

- ・地区会館整備及び複合機能施設の整備(再掲)
- ・地域会館整備事業
- ・夢創館の活用（再掲）

57-2 市民活動への支援

町内会や各種地域団体、ボランティア団体などとのネットワーク化を図りながら市民主体の活動が行いやすい環境整備に努めるとと

もに、まちづくりやコミュニティ活動に取り組もうとする団体や市民に対しての支援や人材の発掘・育成を進めます。

【主な事業】

- ・市民活動支援制度^{*1}の推進
- ・まちづくり人材の育成

57-3 人材活用制度の創設

市民が持つさまざまな知恵・知識・経験を生かすための人材活用制度の創設を進めます。

【主な事業】

- ・(仮称)えにわ知恵ネットバンク事業(再掲)



交流プラザまなび館(緑町)

※
市民活動支援制度…市民が支援を希望する団体を選んだ結果
を考慮して
市民活動団体を支援していく制度

58 男女が平等に暮らせるまちづくりを 着実に進めます

主要施策 58-1. 男女平等意識の高揚
58-2. 女性の社会参加に対する支援



現況と課題

○平成15年7月に男女共同参画推進条例（恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例）を制定し、同条例に基づいて、平成16年2月に恵庭市男女共同参画基本計画が策定されました。

○社会制度上は男女平等が進みましたが、必ずしも充分ではないことから女性の社会参加を促進させるためにさまざまな取り組みを行ってきました。すべての男女が平等に暮らせ

るまちをめざし、家庭や学校、職場、地域社会や行政において実践していくことが必要です。

基本方針

女性と男性が性別に関わりなく、すべて平等に人間としてのすばらしさを認め合い、その個性と能力を十分に發揮できる環境づくりに向けて、男女平等意識の高揚と女性の積極的な社会活動への参加を促進します。

**主要
施策****58-1 男女平等意識の
高揚**

行政施策に女性の考え方を反映させるとともに、学校教育の場やさまざまな学習の機会をとらえて男女平等に関する認識を深めていきます。

【主な事業】

- ・審議会委員の女性登用の促進
- ・男女共同参画社会推進事業

**58-2 女性の社会参加に
対する支援**

男女共同参画推進活動を進める団体の事業活動を支援し、女性の社会活動への参加や働きやすい環境づくりを進めます。

【主な事業】

- ・女性団体ネットワーク形成の支援



審議会の女性参加

■基本目標 6. 市民と行政が情報と活動を共有するまちづくり

59 國際交流・姉妹都市交流を推進します

主要 施策

- 59-1. 國際化の推進
- 59-2. 海外都市交流の推進
- 59-3. 国内姉妹都市交流の推進

現況と 課題

○交通・情報通信の急速な発達により、人・モノ・情報が地域や国を超えて活発に交流する国際化の時代を迎えています。世界がより身近なものとなり、地球的な視野に立った地域の課題に取り組むことが求められています。

○市民の団体や個人による主体的な国際交流が盛んに行われ、海外との友好親善においても、中国・貴陽市^{*1}との間で友好親善交流が行われてきました。また、ニュージーランド・ティマル市^{*2}との間で市民相互の交流が行われ、平成20年2月に、国際姉妹都市提携しました。また、国内においても山口県和木町^{*3}との姉妹都市交流を積極的に進めてきました。

○在住外国人も年々増加する傾向にあります。今後も、市民の国内・国外における幅広い交流活動を支援するとともに、外国人も安心して暮らせるまちづくりの推進、国際性豊かな人づくりの推進を図っていく必要があります。

基本 方針

国際交流団体が相互の連携を図り、市民の国際理解を深める活動を展開するとともに、外国人の受け入れ体制の整備や市民との交流を促進します。また、多様な国際交流と和木町との姉妹都市交流を推進します。

主要 施策

59-1 國際化の推進

年々増加傾向にある在住外国人が住みやすい環境整備に努めるとともに、市民、各種団体、行政による国際交流活動を促進します。

【主な事業】

- ・国際交流活動の促進

59-2 海外都市交流の推進

多様な国際交流を推進するため、海外都市との友好・交流を促進します。

【主な事業】

- ・海外都市との交流促進

*1 貴陽市：中華人民共和国貴州省の省都で人口396万人のまち
*2 ティマル市：ニュージーランドの南島に位置する人口2万7千人のまち
*3 ティマル市・ニュージーランドの南島に位置する人口2万7千人のまち



山口県和木町の街並

59-3 国内姉妹都市交流の推進

人的交流を中心に教育・文化・産業などの和木町との交流を促進します。

【主な計画】

- ・山口県和木町との交流促進



英語指導助手(ELT)の授業風景

*3——和木町 明治19年、山口県若国・和木地方からの集団入植により、今日の恵庭市の礎が築かれたという歴史的事由により、昭和54年に和木町と姉妹都市締結を結ぶ

■基本目標 6. 市民と行政が情報と活動を共有するまちづくり

60 地方分権時代に即した行政組織づくりを進めます

主要
施策

- 60-1. 行政評価制度の確立
- 60-2. 電子自治体の推進
- 60-3. 行政組織体制の充実



市の窓口(市民課)

現況と 課題

○少子・高齢化や高度情報化社会の進展、市民ニーズの多様化により、行政課題は複雑多様化しています。また、国・道の持つ権限が市町村に移譲され、地域主権改革が進められています。こうした中、行政運営には、自己決定・自己責任が求められています。

○多様化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを今後も提供していくために、行政改革を一層進めるとともに、行政評価制度^{※1}を確立し、効率的で弾力的な行政運営をめざしていく必要があります。

※1 行政評価制度…政策・施策・事業について、事前・事中・事後を問わず、一定の基準や成果を測定する制度

○市民サービスの一層の向上を図るために、地域主権型社会及び情報化社会に対応できる能力と資質を有する職員の育成に努めるとともに事務の効率化などを図り、市民の視点に立ったサービスを提供していくことが必要です。

基本 方針

行政の役割を明確にし、地域主権改革に対応できる行政組織づくりを進めるとともに、行政サービスの受け手である市民の視点に立って、事業や施策の必要性、有効性、効率性、公平性を評価する行政評価制度の確立と市民サービス

の向上を図ります。

主要施策

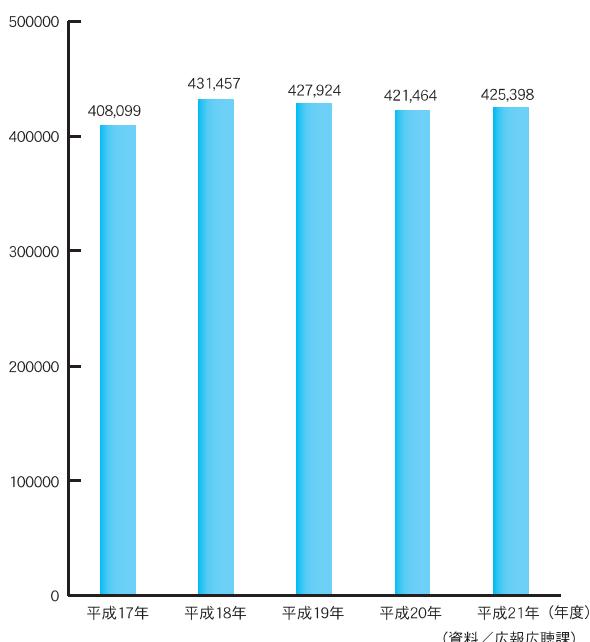
60-1 行政評価制度の確立

基本構想・基本計画の実効性を高め、事務事業の効率化と施策の効果的展開を図っていくため、透明性を高め、市民にわかりやすい行政評価システムを構築します。

【主な事業】

- ・行政評価制度の充実

■市ホームページアクセス件数の推移（単位/件）



60-2 電子自治体の推進

行政事務の電子化やインターネットで電子申請を可能にする電子自治体を推進するとともに、恵庭市ホームページを活用した行政サービスの高度化と利便性の向上を図ります。また、市民だれもが高度情報化に対応できるよう情報リテラシー^{※2}の向上に努めます。

主な事業

【主な事業】

- ・電子申請システムなどのICT化^{※3}
- ・恵庭市ホームページの充実
- ・IT講習会^{※4}

60-3 行政組織体制の充実

事務事業の効率化を進めるとともに、多様化、高度化している市民ニーズと地方分権に対応できる人材の育成と行政組織づくりを進め、市民サービスの向上を図ります。

【主な事業】

- ・定員適正化計画の推進
- ・職員研修の充実
- ・恵庭まちづくり懇談会の開催

※2 情報リテラシー：パソコンなどの情報通信機器の操作能力
※3 ICT化：国は、「いつでもどこでも、何でも、誰でも」をキーワードに、これまでの「IT政策」から、「ICT政策」へと、コミュニケーションの重要性をより一層明確化している
※4 IT講習会：パソコン操作を学ぶ講習会

61 効率的な行政運営と健全な財政運営に努めます

主要
施策

- 61-1. 財政運営の健全化
- 61-2. 行政運営の適正化
- 61-3. 民間活力の導入

現況と
課題

○本市の財政状況は、景気の低迷や地価の下落などにより市税収入の伸びが見込めない状況にあります。さらに、国と地方の税財政改革により地方交付税や国庫補助負担金が削減される一方、減少傾向にありながらも依然として高い水準で推移している公債費、扶助費などの義務的経費の支出やさまざまな行政課題に対応するための財政支出も必要であることから、今後においても厳しい行財政運営が続くと見込まれます。

○地域主権が本格化する中、地域におけるさまざまな行政課題に対応し、公正で透明性の高い行政活動を長期的な展望のもとに総合的かつ計画的に進めていける行政体制を整備するとともに、限られた財源を効率的に配分し、健全かつ適切な行財政運営に努めていく

必要があります。

基本
方針

長期的な展望に立って民間活力を導入するなどの行政改革を実施し、効率的・効果的な行政運営に努めるとともに、財政健全化を図り、効率的で計画的な財政運営に努めます。また、新公会計制度による財務4表の整備を進め、資産形成と将来負担の関係や行政コストを明確にしながら、健全な財政運営を進めるとともに、住民へのよりわかりやすい財務情報の提供に努めます。

主要
施策

61-1 財政運営の健全化

事業の推進状況の把握と効率的な執行を行うとともに、税収入の確保や受益者負担の適

■普通会計歳入・歳出(性質別)の推移

単位／百万円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳 入	市税	7,396	7,407	7,975	8,001
	国道支出し	6,401	4,221	4,293	3,847
	市債	3,278	1,957	2,117	1,498
	その他	9,732	8,491	7,696	7,148
	歳入合計	26,807	22,076	22,081	20,494
歳 出	人件費	5,095	4,977	4,878	4,792
	扶助費	3,344	3,418	3,430	3,413
	公債費	2,477	2,529	2,597	2,731
	物件費・維持修繕費	3,415	3,267	3,384	3,506
	投資的経費	7,037	3,908	3,708	2,335
	その他	5,265	3,797	3,925	3,525
	歳出合計	26,633	21,896	21,922	20,302
	(資料/財政課)				

正化など、財源の確保に努めつつ財政健全化を図っていきます。

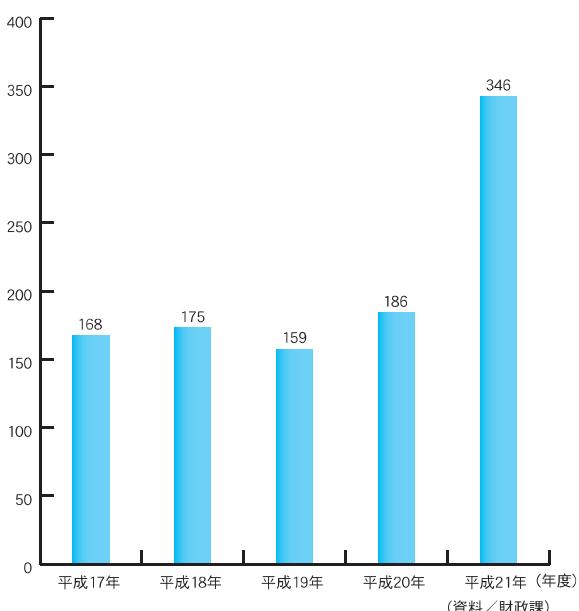
【主な事業】

- ・財政収支計画の推進

61-2 行政運営の適正化

事務事業を見直しながら行政改革を推進し、多様化する行政需要に対応していきます。

■実質収支の推移 単位/百万円



【主な事業】

- ・行政改革推進計画の推進

61-3 民間活力の導入

公の施設の管理に民間の活力やノウハウを生かす指定管理者制度の推進や事務事業の民間委託など、官民の役割分担を明確にしながら民間活力の導入を図ります。

【主な事業】

- ・指定管理者制度の推進



■基本目標 6. 市民と行政が情報と活動を共有するまちづくり

62 近隣市町村との広域的連携事業を推進します

主要施策
62-1. 広域共同事業の推進
62-2. 広域処理業務の推進



市役所全景

現況と課題

○道央圏の中央に位置し、交通利便性に優れている本市においては、市民の日常生活圏が広い範囲に及んでおり、広域的な機能分担や連携という視点が必要です。恵庭市は、石狩管内8市町村で構成される札幌広域圏組合^{※1}などの広域事業に参画し、広域的な取組みを進めています。

○道路交通網の広域的整備や千歳川治水対策

などの防災対策など、市域を越えて対応しなければならない課題や、広域的に対応した方が効果的な課題が増えてきており、近隣市町村との連携を図っていくことが今後、ますます重要となってきます。

○災害態様の複雑大規模化や住民ニーズの多様化により、効率的で効果的な消防体制の構築が期待されており、消防力の強化による住民サービスの向上や行財政運営のスケールメ

※1 札幌広域圏組合：石狩管内8市町村（札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新琴似村）から構成される特別地方公共団体で、市町村の枠を超えた広域的な地域振興をめざし、各市町村の協力・連携のもと国域にまたがるソフト事業に取り組む

リットを生かすために消防の広域化の検討を行っています。

基本方針

観光、交通、防災、消防、医療などさまざまな分野における近隣市町村との広域的な連携と役割分担を進め、安全安心の地域社会と生活利便性の確保に努めます。

主要施策

62-1 広域共同事業の推進

少子高齢化や環境問題、地方分権などの近隣市町で共通する行政課題に対して共同で調査・研究や事業に取り組み、広域的視点を持った地域づくりを進めます。

【主な事業】

- ・札幌広域圏組合の事業促進
- ・石狩教育研修センター^{※2}組合の事業促進
- ・さっぽろ広域観光圏推進協議会^{※3}の事業促進

62-2 広域処理業務の推進

治水対策や環境問題、医療問題など、一つの自治体では対応が難しい課題への取り組みやより効率的な行政運営をめざして広域事業を推進していきます。

【主な事業】

- ・千歳川流域治水対策協議会の事業促進（再掲）
- ・消防広域化の推進（再掲）

※2 石狩教育研修センター…石狩管内7市町村（江別市、千歳市、恵庭市、新篠津村）が共同して教育に関する研修・調査研究、住民に対する教育の普及事業を実施する組織

※3 さっぽろ広域観光圏推進協議会…石狩管内8市町村（石狩市、当別町、新篠津村）が共同して観光会員団体を構成し、観光客の来訪を促進する組織

